平成22年経済産業省企業活動基本調査の主な改正内容

企業活動の実態を適切に把握するための調査事項の変更

モノ以外のサービスに関する国際取引の状況

実態が十分把握されていないモノ以外のサービスに関する国際取引(海外からの受取金額、海外への支払金額等)に関する事項を追加

事業の外部委託の状況

国内外や企業内外での分業が変化してきていることから、その実態を 把握するために、外部委託について、海外との取引額や関係会社との取 引額を把握する事項を追加

能力開発費

企業の重要な活動となってきている人的資産への投資である能力開発 費を把握する事項を追加

剰余金の配当状況

企業の株主に対する姿勢や利益の再投資への考え方を捉える上で有益な情報である剰余金の配当状況を把握する事項を追加等

|技術の所有及び取引状況|

企業グループ全体で機能を分担するケースが多くなってきている技術取引について、取引金額及び支払金額の内訳として、関係会社との取引を把握する事項を追加

把握する必要性が乏しくなった調査事項の削除

- 情報化の状況
- ・団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況

結果の公表期日の早期化

利用者の利便の向上に資するため、速報の公表期日を調査実施後10か月以内から8か月以内に変更